

平成27年度9月補正予算見積調書（債務負担行為）

課室名 保健医療政策課

担当名 新都心医療拠点・医療プロジェクト推進担当

内線 2243

単位：千円

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業			
B151	さいたま新都心医療拠点機能強化事業（債務負担行為）			一般会計	衛生費	医薬費	医薬総務費	地域保健医療計画推進費			
事業期間	平成27年度～平成28年度	根拠法令				戦略項目分野施策	010302	地域医療体制の充実			
1 事業の概要 少子・高齢化が進展する2025年問題への対応として、さいたま新都心医療拠点と県内の産科医療機関とを結ぶ医療ネットワークシステムを構築することにより、安心・安全に子供を産むための診断・治療体制を強化する。 なお、システム開発に要する期間が2か年にわたるため、債務負担行為を設定する。				5 事業説明 (1) 事業内容 さいたま新都心医療拠点に整備する総合周産期母子医療センターと県内産科医療機関とを結び、遠隔胎児診断支援を行う医療ネットワークシステムを構築する。 これにより、産科医療機関では胎児の先天性疾患の診断が困難な場合に、システムを通じて総合周産期母子医療センターに診断支援を求めることができる体制を作り、診断支援機能を強化する。 この結果、総合周産期母子医療センターにはこれまで以上に症例が蓄積され、また、産科医療機関は総合周産期母子医療センターの診断支援を通じて胎児診断能力が向上し、県の周産期医療水準が向上する。 稼働開始はさいたま新都心医療拠点がオープンする平成28年中となるが、システム開発には約1年を要することから、平成27年度と平成28年度の2か年にわたる契約を締結するために債務負担行為を設定する。 (2) 事業計画 平成27年度 0千円 平成28年度 80,767千円 (3) 事業効果 ア 胎児診断・治療の強化 ・ 新生児の救命率の向上 【例】先天性横隔膜ヘルニア生存率 治療無10～40%→有40～80% ・ 母体・新生児の緊急搬送の解消 胎児異常が原因の母体搬送 30件（H25）→0件（当初15件） ・ 都内医療機関への依存減少 ・ 妊婦の通院負担軽減（かかりつけの産科医療機関で診断可能） イ 産科医療機関を支援することによる効果 ・ 胎児診断能力の向上							
2 事業主体及び負担区分 (県10/10)											
3 地方財政措置の状況 なし											
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員 なし											
補正要求額・審査額		繰入金					一般財源	補正後の予算額	当初予算額	現計予算額	
決	限度額 80,767	80,767					0		うち一財	うち一財	
要	限度額 80,767	80,767					0				
現	限度額 0	0					0				

【審査の考え方】

さいたま新都心医療拠点と県内産科医療機関とを結ぶ医療ネットワークシステム構築の必要性を認め、要求を承認した。